

# 保育・医療・介護 で働く皆さんへ！



**制度を活用して月額 9,000 円※の  
賃金改善を確実に実現させましょう**

※保育・介護 月額 9,000 円 医療 月額 4,000 円

## 《制度（処遇改善臨時特例事業）の対象者》

- ▶ 保育…対象施設に勤務する職員  
(非常勤職員含む、法人役員を兼務する施設長を除く)
- ▶ 医療… i) 看護職員 (看護師、准看護師、保健師、助産師)  
ii) 看護補助者、理学療法士等 (医療機関の判断)
- ▶ 介護… i) 介護職員  
ii) その他の職員 (介護事業所の判断)



交付金を受けるには  
事業所が申請する  
ことが必要です！！

**制度申請の条件 ⇒ 今年2月分から賃金改善が必要**  
(または3月までに一時金による賃金改善)

# あなたの職場は大丈夫?? 処遇改善準備チェックリスト

事業所（雇用者）からこの制度に関し説明がされている	YES	NO
2月分の給与から実際に処遇改善されている	YES	NO

どちらもNOなら

処遇改善が実施されない可能性があります

ケア労働者の処遇改善をあなたの職場から実現させるため

**賃金改善を要求しましょう！**

**労働組合はあなたといっしょに処遇改善をめざします**

(モデル要求案)

処遇改善臨時特例事業実施にあたっての要求書

1. 労使協議の進め方に関わって

- ① 国が補助事業として実施する処遇改善事業の「補助申請を行う」ことを前提とし、賃金（労働条件）変更であることから労使協議・労使合意のもとに実施すること。
- ② 協議期間が限定（補助金交付申請に期限がある）された交渉となることから、労使合意にむけてスケジュールを明確にして協議すること。
- ③ 交渉の前提として、本事業による該当補助金総額を提示すること。

2. 改善の対象者・方法・規模に関わって

- ① 処遇改善事業に関わる施設の従事者は、公務か民間か、正規か非正規か、フルかパートか等の相違にかかわらず、全職員を対象とすること。
- ② 制度では「補助額の2/3以上をベースアップ等（基本給または決まって毎月支払われる手当による賃金改善）に使用」とされていることから基本給引き上げなどによる改善を基本とした計画書を策定すること。

以上

**処遇改善には、みんなで  
要求することが大切です。  
労働組合に入って、  
いっしょに声をあげましょう。**



**自治労連愛媛県本部**

〒790-0003 愛媛県松山市三番町8-10-2  
TEL 089-931-7312 FAX 089-933-1699  
j-ehime@sage.ocn.ne.jp